JR東海労ニュース

№2604 2021年8月25日 JR東海労働組合



2021年度協約改訂で改善を勝ち取ろうシリーズ4

会社は労使対等の原則を 逸脱している!全て対立で終了!

2021年度労働協約改訂第3回団交

本部は本日、2021年度労働協約改訂及び労働条件改善の第3回団体交渉を開催しました。冒頭、中央本部執行委員長に対する出向の打診がされたことに対し、厳重に抗議すると 共に、撤回を求めました。今回は、労使関係部分を中心に、以下の通り議論しました。

『労働協約』第1条について、「本部は社業の発展のみではなく、労働条件の維持向上を追加せよ」と主張しました。しかし、会社は「これを変える気はない。協約の1丁目の1番地だ」と主張したので、本部は「労使対等ではない条文だ」とし、対立しました。

『労働協約』第6条の上部機関の組体について、本部は「JR他社でもやっていることができないのはおかしい。他労組でも同じ要求が出ているはずだ。全労組に応えるべきだ」と主張しました。しかし、会社は一切認めず、対立しました。

組合から団体交渉の申し入れがあった場合はこれに応じること、という要求に対して会社は、「項目が多岐にわたっている。労使で真摯に協議している」と、拒否しました。本部は、「『労働協約』第39条の6項目は、組合として限定列挙だと認めていないし、それが労使共通の認識もない。誠実交渉義務違反だ」と反論しました。

組合掲示板で、1人でも組合員がいる職場は設置せよという要求に対し、会社は「1人になれば撤去するのが慣例だ。掲示板は会社が許可するものだ」と、上から目線の態度で拒否しました。本部は「1人になったから撤去するという理由は何だ。掲示板の撤去は労働協約の何条に基づいてやっているのか」と主張したところ、会社は沈黙しました。しかし、会社は同じ回答を繰り返すだけで、この要求の回答を撤回するには至りませんでした。

出向先の苦情などに対して、本部は「本体で責任を持って対応すべき」と主張したところ、会社は「出向先会社と契約を結んでいるためできない」としました。本部は「SEKでは、1日労働時間が7時間15分で、15分不足した分を積み重ねて休日が削除されている。契約違反だ。こういう問題が現に発生している」と主張しました。会社は、「そのような事実は知らない」と回答したため、本部は「出向に出した以上、責任を持って対応せよ」と主張しました。